

日本からの香港到着者に対する搭乗・強制隔離措置

(2021年8月20日から実施)

グループ B 該当地域(中リスク)		
該当者:	香港行き航空便への搭乗日または香港到着日、あるいはそれに先立つ14日間に日本を含むグループ B の指定地域に滞在し、搭乗日または香港到着日、あるいはそれに先立つ21日間にグループ A の指定地域に滞在していない旅客	
	香港居民	香港居民または非香港居民
	認可ワクチン接種証明書を保持していない場合	ワクチン接種が完了しており、認可ワクチン接種証明書*を保持している場合
搭乗必須条件:	(a)航空機出発予定時刻の72時間以内に実施されたポリメラーゼ連鎖反応(PCR)ベースの新型コロナウイルス核酸検査の陰性結果証明を搭乗時に提示 (b)隔離用指定ホテル到着日から起算して21泊分の予約確認書類を提示	(a)認可ワクチン接種証明書*の提示 (b)航空機出発予定時刻の72時間以内に実施されたポリメラーゼ連鎖反応(PCR)ベースの新型コロナウイルス核酸検査の陰性結果証明を搭乗時に提示 (b)隔離用指定ホテル到着日から起算して14泊分の予約確認書類を提示
隔離必須条件:	(a) 隔離用指定ホテルでの21日間の強制隔離を実施 (b)強制隔離期間中に6回の検査を実施	(a) 隔離用指定ホテルでの14日間の強制隔離を実施 (b)強制隔離期間中に4回の検査を実施 (c)7日間の自己観察 (d)香港到着日から16日目、19日目に強制検査を実施(19日目の検査はコミュニティ検査センターにて実施)

*「ワクチン接種証明書」とは

(a) ワクチン接種を受けた地域の医療機関または政府の関係機関によって発行された英語または中国語のワクチン接種記録で、そこに記載の名前が旅行者本人の有効な渡航文書の名前と一致し、以下について記載があるもの:

- (i) 当該旅行者が新型コロナウイルスワクチン接種を受けたこと、および最終接種日
- (ii) 接種されたワクチン名

(b) ワクチン接種記録が英語または中国語でない場合、あるいは上記の必要情報を網羅していない場合、ワクチン接種を受けた地域の医療機関または政府の関連機関によって発行された**英語または中国語の確認書**を、ワクチン接種記録と一緒に提示する必要があります。この確認書には、本人の有効な渡航文書に記載されている名前と一致する当該旅行者の名前とともに、上記すべての情報が記載されていなければなりません。

詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html>

2021年8月20日時点